



東北運輸局岩手運輸支局プレスリリース

令和7年3月21日  
国土交通省 東北運輸局

## 一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました

下記事業者の本社営業所で選任する運転者が、令和6年2月26日に酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、令和6年10月24日及び11月6日に東北運輸局および東北運輸局岩手運輸支局は下記事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、岩手運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 幸翔運輸 代表取締役 大畑 正幸

(法人番号：7400001008268)

岩手県久慈市夏井町鳥谷第9地割11番地1

営業所：本社営業所

岩手県久慈市夏井町鳥谷第9地割11番地1

#### 2. 行政処分年月日 令和7年3月10日

#### 3. 行政処分の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分 (240日車)

令和7年3月21日から令和7年4月29日 (6両×40日)

【裏面へ続く】

#### 4. 違反の概要

- (1) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (2) 点呼の実施義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)
- (3) 点呼の記録義務違反【不実記載】  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (4) 業務の記録義務違反【不実記載】  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (5) 運行記録計による記録義務違反【不実記録】  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (6) 運転者に対する指導監督義務違反  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門  
担当：本間、千田

TEL：019-638-2154（ダイヤルイン「3」）